

平成30年分の年末調整のための算出所得税額の速算表

課税給与所得金額 (A)		税率 (B)	控除額 (C)	税額=(A)×(B)-(C)
	1,950,000円以下	5%	—	(A)×5%
1,950,000円超	3,300,000円 〳	10%	97,500円	(A)×10%-97,500円
3,300,000円 〳	6,950,000円 〳	20%	427,500円	(A)×20%-427,500円
6,950,000円 〳	9,000,000円 〳	23%	636,000円	(A)×23%-636,000円
9,000,000円 〳	17,420,000円 〳	33%	1,536,000円	(A)×33%-1,536,000円

- (注) 1 課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。
 2 課税給与所得金額が17,420,000円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

〔参考〕 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算

平成30年分の所得税について、年末調整の際に適用を受けることとなる(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の控除額、所得要件及び対象となる家屋の床面積要件は、次のようになります。

1 住宅借入金等特別控除

イ 一般の住宅の取得等の場合(本則)

住宅を居住の用に供した日	各 年 分 の 控 除 額	所得要件	床面積要件
平成21年 1月1日から 平成22年 12月31日まで	○全期間(10年間) (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち5,000万円以下の部分の金額)×1% (最高50万円)	3,000万円以下	50㎡以上
平成23年 1月1日から 12月31日まで	○全期間(10年間) (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち4,000万円以下の部分の金額)×1% (最高40万円)		
平成24年 1月1日から 12月31日まで	○全期間(10年間) (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち3,000万円以下の部分の金額)×1% (最高30万円)		
平成25年 1月1日から 平成26年 3月31日まで	○全期間(10年間) (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち2,000万円以下の部分の金額)×1% (最高20万円)		
平成26年 4月1日から 平成29年 12月31日まで	○全期間(10年間) ① 特定取得の場合 (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち4,000万円以下の部分の金額)×1% (最高40万円) ② 特定取得以外の場合 (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち2,000万円以下の部分の金額)×1% (最高20万円)		

(注) 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

ロ 住宅借入金等特別控除の控除額の特例

住宅を居住の用に供した日	各 年 分 の 控 除 額	所得要件	床面積要件
平成19年 1月1日から 12月31日まで	① 1~10年目 (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち2,500万円以下の部分の金額)×0.6% (最高15万円) ② 11~15年目 (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち2,500万円以下の部分の金額)×0.4% (最高10万円)	3,000万円以下	50㎡以上
平成20年 1月1日から 12月31日まで	① 1~10年目 (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち2,000万円以下の部分の金額)×0.6% (最高12万円) ② 11~15年目 (住宅借入金等の年末残高の合計額のうち2,000万円以下の部分の金額)×0.4% (最高8万円)		

(注) 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

ハ 認定住宅の新築等の場合

住宅を居住の用に供した日	各 年 分 の 控 除 額	所得要件	床面積要件
平成21年 6月4日から 平成23年 12月31日まで	○全期間（10年間） （住宅借入金等の年末残高の合計額のうち5,000万円以下の部分の金額）×1.2%（最高60万円）	3,000万円以下	50㎡以上
平成24年 1月1日（認定低炭素住宅に係るものは平成24年12月4日）から 12月31日まで	○全期間（10年間） （住宅借入金等の年末残高の合計額のうち4,000万円以下の部分の金額）×1%（最高40万円）		
平成25年 1月1日から 平成26年 3月31日まで	○全期間（10年間） （住宅借入金等の年末残高の合計額のうち3,000万円以下の部分の金額）×1%（最高30万円）		
平成26年 4月1日から 平成29年 12月31日まで	○全期間（10年間） ① 特定取得の場合 （住宅借入金等の年末残高の合計額のうち5,000万円以下の部分の金額）×1%（最高50万円） ② 特定取得以外の場合 （住宅借入金等の年末残高の合計額のうち3,000万円以下の部分の金額）×1%（最高30万円）		

(注) 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

二 住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例

住宅を居住の用に供した日	各 年 分 の 控 除 額	所得要件	床面積要件
居住の用に供することができなくなった日から 平成24年 12月31日まで	○全期間（10年間） （住宅借入金等の年末残高の合計額のうち4,000万円以下の部分の金額）×1.2%（最高48万円）	3,000万円以下	50㎡以上
平成25年 1月1日から 平成26年 3月31日まで	○全期間（10年間） （住宅借入金等の年末残高の合計額のうち3,000万円以下の部分の金額）×1.2%（最高36万円）		
平成26年 4月1日から 平成29年 12月31日まで	○全期間（10年間） （住宅借入金等の年末残高の合計額のうち5,000万円以下の部分の金額）×1.2%（最高60万円）		

(注) 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

2 特定増改築等住宅借入金等特別控除

イ バリアフリー改修工事等

住宅を居住の用に供した日	各 年 分 の 控 除 額	所得要件	床面積要件
平成26年 1月1日から 平成26年 3月31日まで	○全期間（5年間） （高齢者等居住改修工事等及び特定断熱改修工事等に係る増改築等住宅借入金等の年末残高の合計額のうち200万円以下の部分の金額(A)）×2%+ $\left(\left(\begin{array}{l} \text{増改築等住宅借入金等の年末残高の合計額のうち} \\ \text{1,000万円以下の部分の金額} \end{array} \right) - (A) \right) \times 1\%$ (最高12万円)	3,000万円以下	50㎡以上
平成26年 4月1日から 平成29年 12月31日まで	① 特定取得の場合 （高齢者等居住改修工事等及び特定断熱改修工事等に係る増改築等住宅借入金等の年末残高の合計額のうち250万円以下の部分の金額(A)）×2%+ $\left(\left(\begin{array}{l} \text{増改築等住宅借入金等の年末残高の合計額のうち} \\ \text{1,000万円以下の部分の金額} \end{array} \right) - (A) \right) \times 1\%$ (最高12.5万円)		
	② 特定取得以外の場合 （高齢者等居住改修工事等及び特定断熱改修工事等に係る増改築等住宅借入金等の年末残高の合計額のうち200万円以下の部分の金額(A)）×2%+ $\left(\left(\begin{array}{l} \text{増改築等住宅借入金等の年末残高の合計額のうち} \\ \text{1,000万円以下の部分の金額} \end{array} \right) - (A) \right) \times 1\%$ (最高12万円)		

(注) 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

速算所得税額表の

ロ 省エネ改修工事等

住宅を居住の用に供した日	各 年 分 の 控 除 額	所得要件	床面積要件
平成26年 1月1日から 平成26年 3月31日まで	$\left(\begin{array}{l} \text{○全期間（5年間）} \\ \text{特定断熱改修工事} \\ \text{等に係る増改築等} \\ \text{住宅借入金等の年} \\ \text{末残高の合計額の} \\ \text{うち200万円以下} \\ \text{の部分の金額（A）} \end{array} \right) \times 2\% + \left(\begin{array}{l} \left(\begin{array}{l} \text{増改築等住宅借入} \\ \text{金等の年末残高の} \\ \text{合計額のうち} \\ \text{1,000万円以下の} \\ \text{部分の金額} \end{array} \right) - (A) \end{array} \right) \times 1\%$ <p style="text-align: right;">(最高12万円)</p>		
平成26年 4月1日から 平成29年 12月31日まで	$\text{① 特定取得の場合} \left(\begin{array}{l} \text{特定断熱改修工事} \\ \text{等に係る増改築等} \\ \text{住宅借入金等の年} \\ \text{末残高の合計額の} \\ \text{うち250万円以下} \\ \text{の部分の金額（A）} \end{array} \right) \times 2\% + \left(\begin{array}{l} \left(\begin{array}{l} \text{増改築等住宅借入} \\ \text{金等の年末残高の} \\ \text{合計額のうち} \\ \text{1,000万円以下の} \\ \text{部分の金額} \end{array} \right) - (A) \end{array} \right) \times 1\%$ <p style="text-align: right;">(最高12.5万円)</p> $\text{② 特定取得以外の場合} \left(\begin{array}{l} \text{特定断熱改修工事} \\ \text{等に係る増改築等} \\ \text{住宅借入金等の年} \\ \text{末残高の合計額の} \\ \text{うち200万円以下} \\ \text{の部分の金額（A）} \end{array} \right) \times 2\% + \left(\begin{array}{l} \left(\begin{array}{l} \text{増改築等住宅借入} \\ \text{金等の年末残高の} \\ \text{合計額のうち} \\ \text{1,000万円以下の} \\ \text{部分の金額} \end{array} \right) - (A) \end{array} \right) \times 1\%$ <p style="text-align: right;">(最高12万円)</p>	3,000万円 以下	50㎡以上

(注) 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

ハ 多世帯同居改修工事等

住宅を居住の用に供した日	各 年 分 の 控 除 額	所得要件	床面積要件
平成28年 4月1日から 平成29年 12月31日まで	$\left(\begin{array}{l} \text{○全期間（5年間）} \\ \text{特定多世帯同居改修} \\ \text{工事等に係る増改築} \\ \text{等住宅借入金等の年} \\ \text{末残高の合計額の} \\ \text{うち250万円以下の部} \\ \text{分の金額（A）} \end{array} \right) \times 2\% + \left(\begin{array}{l} \left(\begin{array}{l} \text{増改築等住宅借入} \\ \text{金等の年末残高の} \\ \text{合計額のうち} \\ \text{1,000万円以下の} \\ \text{部分の金額} \end{array} \right) - (A) \end{array} \right) \times 1\%$ <p style="text-align: right;">(最高12.5万円)</p>	3,000万円 以下	50㎡以上

(注) 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

二 耐久性向上改修工事等

住宅を居住の用に供した日	各 年 分 の 控 除 額	所得要件	床面積要件
平成29年 4月1日から 平成29年 12月31日まで	$\left(\begin{array}{l} \text{○全期間（5年間）} \\ \text{特定耐久性向上改修} \\ \text{工事等に係る増改築} \\ \text{等住宅借入金等の年} \\ \text{末残高の合計額の} \\ \text{うち250万円以下の部} \\ \text{分の金額（A）} \end{array} \right) \times 2\% + \left(\begin{array}{l} \left(\begin{array}{l} \text{増改築等住宅借入} \\ \text{金等の年末残高の} \\ \text{合計額のうち} \\ \text{1,000万円以下の} \\ \text{部分の金額} \end{array} \right) - (A) \end{array} \right) \times 1\%$ <p style="text-align: right;">(最高12.5万円)</p>	3,000万円 以下	50㎡以上

(注) 上記の算式により計算した金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。